

朝倉市耐震改修促進計画（別紙）

「朝倉市耐震改修促進計画」２９ページに記載している施策について

３－５．耐震改修促進に資するその他の施策

①建築物の総合的な安全対策

ブロック塀倒壊防止等の耐震対策について、所管行政庁である福岡県と連携して改善を促します。

道路沿いの危険なブロック塀は、通行人など市民の安全を守る観点から、撤去等が促進されるよう、除却等に係る補助事業を平成３１年１月より実施しています。

【別紙参照】

上記、施策の対象となる道路については、以下の道路とします。

「耐震改修促進計画に定めるブロック塀等安全確保に関する補助事業の対象となる道路は、通学路、避難路のほか市長が災害時の安全や通行を確保する必要があると認める一般交通の用に供する道とする。」